

14. その他分野

<p>その他(1)</p>	<p>独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止</p>
<p>規制の現状</p>	<p>独禁法9条では、他の国内の会社の株式を所有することによる「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立・転化が禁止されている。 「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の具体的な考え方については、公取委によってガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」が示されている。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>独占禁止法第9条 公正取引委員会ガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」</p>
<p>要望内容</p>	<p>①独禁法9条(一般集中規制)を廃止する。 ②仮に独禁法9条が維持される場合でも、少なくとも独禁法第9条ガイドラインについて、以下の項目を改正する。 ア. 主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類は必ずしも競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しているとは限らないことから、現状のような3桁分類を基本とするのではなく、2桁分類を原則とする。 イ. 資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、総資産額が大きい会社であっても必ずしも事業支配力を有するものではないことから、形式的一律の基準とするのではなく「大規模な会社」を事業分野ごとの実態に適合した基準とする。 ウ. 分社化した会社が、上場等により議決権比率が低下する(分社化と同時の場合を含む)場合は、事業支配力が相対的に低下することにほかならないことから、現状の「事業力が過度に集中することとならない会社」に係る類型を拡大し、100%親子関係を継続的に維持するケースと同様に扱う。</p>
<p>要望理由</p>	<p>企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す独禁法9条(一般集中規制)は、企業活動を不当に制限するだけであり、その規制効果も不明確で、かつ日本独特の規制である。 また、市場は、消費者のニーズとともに急激なスピードで変化しており、これに対応して企業は新たな技術やサービスを創造し、事業構造を常に変化させる必要がある。にもかかわらず、禁止類型に定められている金額基準は平成9年に設定されてから見直しがなされていない。独禁法9条及びそのガイドラインの規定は、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を委縮させるものとなっている。 さらには、独禁法9条のような事前規制は、これ自体が異分野への新規参入への障害となり、本来、市場の公正性を担保しつつ生み出すことが可能であったビジネスチャンスの芽を摘むものともなる。 こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となることから、廃止すべきである。 仮に維持されるとしても、ガイドラインの規定について見直しを行うべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会 企業結合課</p>

その他(2)	大規模会社の事業報告書の廃止【新規】
規制の現状	<p>会社グループの総資産合計額が一定規模を超える会社(一般事業会社の場合は、2兆円)は、事業年度終了の日から3ヶ月以内に、当該会社とその子会社の事業に関する報告書を公取委に提出する必要がある。</p> <p>事業報告書の作成にあたり、子会社だけでなく孫会社曾孫会社等、広範な会社の情報を収集し記載する必要があり、過度の業務負担が生じている。</p> <p>また、報告書を提出する当該当事者とは直接関係がない、子会社、孫会社、曾孫会社等の傘下にある関連会社の情報も子会社、孫会社、曾孫会社等を通じて収集しなければならない。</p> <p>※収集すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総資産 ・議決権保有比率 ・売上高 ・事業分野 ・株主構成(「報告会社が議決権を25%-50%保有する会社においては、筆頭株主の場合のみ報告する」という規定があるため、関係会社の株主構成の情報が必要)
規制の根拠法令	独占禁止法第9条第5項
要望内容	独占禁止法第9条第5項で求められる報告書の提出義務を廃止する。
要望理由	<p>①独禁法10条第2項等との関係について 報告会社の関係会社に関する情報については、企業の10%・25%、50%以上の株式を取得する際に提出する「法第10条第2項(第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告書」においても類似する情報を掲載することになっている。</p> <p>したがって、独禁法上問題になるような事態(「法第10条第2項の規定による報告書」を提出するような事態)が生じた場合のみ、本情報を提出することで事足りるので、定例の報告書の提出は廃止していただきたい。</p> <p>②国際ハーモナイゼーションの観点から当該報告書の提出義務は、日本独特の規制であり、かつ、その効果も明確なものではない。現在、国際ハーモナイゼーションの観点を含め独禁法改正の検討を進めるのであれば、このような報告書の提出義務も廃止すべき。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会 企業結合課

<p>その他(3)</p>	<p>株式所有届出の規制緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>株式発行会社の議決権を新たに10%、25%又は50%(今通常国会に提出されている独禁法改正法案が可決され、施行されれば20%、50%)を超えて保有することとなる場合のみならず、株式発行会社が自己株取得、減資等を行うことによって、株式保有会社の意思と関係なく、議決権比率が閾値を超える場合においても、株式所有届出が求められる。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>独占禁止法第10条第2項、第4項</p>
<p>要望内容</p>	<p>株式の新規取得等が行われず、もっぱら株式発行会社の自己株取得、減資等により、議決権比率が閾値を超えた場合においては、株式所有届出を不要とする。</p>
<p>要望理由</p>	<p>株式の新規取得等が行われず、もっぱら株式発行会社の自己株取得、減資等により、議決権比率が閾値を超える場合は、株式保有会社に株式発行会社を支配する意思がないままに届出閾値を超えるものであるため、そのような場合に株式所有届出を求め、企業結合審査を行うことは適切ではない(なお、金融商品取引法に基づく大量保有報告制度においては、このような場合、届出が要請されていない。)。また、本規制により、株式保有会社においては、株式発行会社の自己株取得、減資等を常に確認する必要が生じており、企業の負担が増加している。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会事務総局 経済取引局 企業結合課</p>

その他(4)	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること
規制の現状	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社にあつては100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制している。</p> <p>また、同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされている。</p> <p>公正取引委員会の認可条件については、①信託財産として所有等する以外(主に銀行勘定)の保有割合が5%以下であること、②信託勘定および銀行勘定を含めた保有比率が10%以下であること、③信託財産として所有等した株式に係る議決権について、銀行勘定に係るものとは別個に行使し、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること、が規定されている(「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」)。</p>
規制の根拠法令	独占禁止法第11条
要望内容	独占禁止法第11条の適用対象から信託勘定により保有する株式を除外する。
要望理由	<p>①信託銀行は、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって厳しい受託者責任を負っており、例えば、「信託の本旨に従い、受益者のため忠実に信託業務その他の業務を行わなければならない。」「信託会社は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、信託業務を行わなければならない。」とされている(信託業法第28条第1項、第2項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)。</p> <p>②また、信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、そもそも、信託銀行が信託勘定において株式の議決権を保有していたとしても、当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定をもって保有する議決権とは自ずと議決権行使のあり方が異なると考えられる。したがって、信託銀行が自ら銀行勘定において保有する株式の議決権と信託勘定において保有する株式の議決権とを合わせ、当該企業を支配する目的をもって議決権行使を行うということは考えられない。</p> <p>以上の理由から、独占禁止法第11条の規定の適用対象から、信託勘定を除外していただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会 企業結合課

<p>その他(5)</p>	<p>優越的地位の濫用にあたる違法行為の明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律19条において、優越的地位の濫用が禁止されているが、いかなる行為が優越的地位の濫用とみなされ、違反措置の対象となるのかについては必ずしも明確ではない。一部の行為類型についてガイドラインが設けられているものの、網羅的ではなく、十分ではない。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>独占禁止法19条 下請代金支払遅延等防止法</p>
<p>要望内容</p>	<p>優越的地位の濫用に当たる行為については、ガイドラインの策定や明確化等を通じて充実させ、企業の予見可能性に十分配慮した上で、違法行為の抑制を行うものとする。 また、そのひとつの種類である下請法についても、資本金のみならず、発注側、受注側の実質的な関係性に着目し、適用関係を整理する。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事業者の優劣を決めるのは営業力や技術力等であり、資本金は必ずしもそれらの事項とは密接に結び付いていないと考える。現状のように資本金区分のみで保護すべき事業者を決定することは、過度の規制となるケースもあり、発注側、受注側双方の不必要な管理コストの上昇を招くこともある。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会 経済産業省 中小企業庁</p>

<p>その他(6)</p>	<p>非常時に使える防災用井戸、共用トイレを整備した場合の容積率の緩和等 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>都市開発諸制度において、公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの規制を緩和できていることになっている。 防災用井戸については防災施設と位置づけることが可能だが、容積率の緩和を認めるにあたり井戸の整備・維持費用が加味されず、整備面積のみが勘案されている。 また、非常時に一般開放することを想定している都市型施設内の共用トイレについては、規制緩和の対象となっていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法第59条、第59条の2、第60条、第68条の2 都市計画法第9条第18項・第19項、第12条の4 都市再開発法第7条の8</p>
<p>要望内容</p>	<p>防災用井戸を整備した場合には、井戸そのものの整備面積の割増だけでなく、さらに加えて、井戸の整備・維持費用も加味した容積率の緩和を認めていただきたい。 事務所や店舗等で設置した共用トイレについて、有事の際に地域に開放することを前提に、容積率の割増対象としていただきたい。</p>
<p>要望理由</p>	<p>首都直下型地震時の帰宅困難者は650万人とも見込まれており、都市における生活用水とトイレの確保は地域や社会への貢献度が高い。 都市型施設における防災用井戸、共用トイレの整備促進を図るための措置が重要である。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省、東京都</p>

<p>その他(7)</p>	<p>大規模災害発生時における民間の救急物資等運搬車両等の活用促進 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>大規模災害発生時において、公設救急車両以外の車両、ならびに歩行者の通行が規制される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>災害対策基本法第76条第1項 道路交通法第39条第1項</p>
<p>要望内容</p>	<p>大規模災害時における、企業の緊急対策要員や保安要員の通行、ならびに民間の救急物資等運搬車両の通行を認めるべきである。 その際、無制限の規制解除は救急活動の妨げになる可能性があるため、あらかじめ確認済みの通行証を持つ車両について、被害発生後48時間を過ぎてからの通行を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>公共交通機関が不通状態で、各企業がBCPを行使するに当たり、緊急対策要員や保安要員の召集や救急物資搬送等が滞ることがあれば、事業復興並びに公共の復興にも多大に影響する。 ※ BCP : Business Continuity Plan/事業継続計画。災害や事故で被害を受けても重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開するための計画。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省、警察庁、消防庁</p>

<p>その他(8)</p>	<p>製品事故報告・公表制度に係るOEM生産品・プライベートブランド品の取扱い 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>OEM(Original Equipment Manufacturing : 委託を受けた相手先ブランドで販売される製品を製造すること)生産品、プライベートブランドの消費生活用製品に関し重大製品事故が生じた場合、製品に社名・ブランド名を付けた事業者ではなく、当該製品の製造・輸入事業者が主務大臣(経済産業大臣)への報告義務を負う。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消費生活用製品安全法第35条第1項</p>
<p>要望内容</p>	<p>OEM生産品・プライベート品に係る重大製品事故の際の報告義務のあり方について、生産・取引の実態等を踏まえつつ、幅広く検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現行法において、製造事業者に対し報告義務を課していることは、事故原因についてより正確に判断しうる専門性を持つことや、当該製品の生産数や取引先についての情報を有していることから、一定の妥当性があると考えられる。 一方で、消費者(購入・使用者)は、製品に記されている社名、ブランド名を持つ企業に事故情報を連絡するため、重大事故の発生を最初に知りうるのはブランド事業者である。そのため、製造・輸入事業者は、ブランド事業者からの連絡があるまで、重大事故が起きたことを知りえない可能性がある。また、重大事故の発生を知るまでにタイムラグが発生し、一般消費者への注意喚起等の対応が遅れる可能性がある。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課</p>

<p>その他(9)</p>	<p>行政機関が保有する製品事故情報の保護 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>消費生活用製品の製造、輸入を行った事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、10日以内に、当該製品の名称、型式、事故の内容、販売数量を主務大臣（経済産業大臣）に報告しなければならない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消費生活用製品安全法第35条 消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（事業者に対する再周知）（平成20年9月17日商局第1号）</p>
<p>要望内容</p>	<p>事業者から主務大臣（経済産業大臣）に提供された情報のうち、事業者の機密情報や、開示されることで事業者に不当な不利益が及ぶおそれのある情報（例えば、事故原因が明らかでない情報に対して、事業者名を開示対象とする）に対しては、情報公開請求の対象外とすべきである。 製品事故に関連し、事業者に任意の情報提供を求める場合（①NITEによる事業者からの情報収集、②法令に基づかずに事業者から任意の情報提供を求める場合）には、あらかじめ当該情報を公にしないとの条件を付すなど、情報公開請求の対象外とするための措置を講じるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事業者が提供する情報には、製造・設計ノウハウなどの機密情報が多く含まれるため、情報の保護を図る必要がある。 事業者に対し、当該情報が情報公開請求の開示対象となるかを明確化することにより、事業者側の予測可能性を確保すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課</p>

その他(10)	海外で承認を受けている医療機器の審査迅速化【新規】
規制の現状	<p>医療機器(一般医療機器及び同項の規定により指定する管理医療機器を除く。)の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない(医療機器を輸入し販売しようとする場合も同様)。承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る医薬品又は医療機器が厚生労働省令で定める医薬品又は医療機器であるときは、当該資料は、厚生労働大臣の定める基準に従って収集され、かつ、作成されたものでなければならない。実際の審査等の事務は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で行っている。</p>
規制の根拠法令	薬事法第14条
要望内容	<p>米国FDA(食品医薬品局)の承認を受けるなど、外国政府の承認を受けている医療機器については、外国政府との情報交換の活発化、他国での治験等のデータの活用、規制に関する国際的調和の推進、相互承認に向けた取り組み等を通じて、国内における承認審査の効率化・迅速化を図るべきである。</p>
要望理由	<p>FDA等外国政府の承認を受けて海外で流通している医療機器を国内に輸入し販売しようとする場合に、現状では、国内で新規開発し製造販売しようとする場合と同様に治験を実施して、医薬品医療機器総合機構の審査を受けなければならない。このことが障害となり、海外では利用が進んでいる医療機器を国内で利用することが難しくなっている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局

<p>その他(11)</p>	<p>医療機器の改良品の臨床研究での利用範囲の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>臨床研究に用いる医療機器への薬事法の適用範囲が明確でないため、承認済みの医療機器に改良を加えた機器を臨床研究に利用する際には、法令違反を避けるため、改良・改善を加える度に、一部変更の承認を取得している。 なお、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)では、厚生労働省では、臨床研究段階における薬事法の適用範囲の明確化を図るためのガイドラインを作成することとされている(2009年度措置)。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>薬事法第14条</p>
<p>要望内容</p>	<p>医療機器に改良を加えた場合には、新たに承認申請を行わなくても臨床研究に利用することが可能になるよう、厚生労働省が定めるガイドラインで明確になるよう検討を進め、早期に措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>米国では医療機器の臨床研究用認証制度(IDE制度)が確立されており、リスクが高くない機器は企業の判断でFDA(米国食品医薬品局)の承認無しに、医療機関の倫理委員会の承認だけで臨床使用することが可能となっている。 医療機器では、絶え間ない改良、改善を繰り返すことにより、新しい技術や治療、診断法が開発されている。しかしわが国では、改良を加えるたびに薬事法に基づく承認手続きを行っているため、企業の開発スピードに大きな影響を与えており、国際競争で遅れを取る一因となっている。当該規制改革が実現すれば、改良を重ねた完成度の高い製品を迅速に上市することが可能になる。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品局</p>

その他(12)	DNAチップのクラス分類の変更【新規】
規制の現状	<p>医療機器及び体外診断用医薬品に関する規制については、国際調和の観点から、わが国でも医療機器規制国際整合化会議(GHTF)において定められたクラス分類に基づいて、販売に当たって必要とされる承認等の区分がなされている。この中で、クラスⅠは製造販売の届出、クラスⅡは登録認証機関の認証、クラスⅢ及びクラスⅣは国の承認が必要とされている。</p> <p>こうした中、米国では診断用DNAチップがクラスⅡの医療機器として判断され第三者認証とされている一方、わが国ではDNAチップはクラスⅢの体外診断用医薬品として扱うこととされている。</p>
規制の根拠法令	次世代医療機器評価指標の公表について(薬食機発第0404002号平成20年4月4日)
要望内容	DNAチップをクラスⅡの体外診断用医薬品に分類すべきである。
要望理由	<p>試料中の複数の核酸断片の塩基配列や量を調べる事ができるDNAチップは、専用の測定・解析装置とともに使用されることで、がんなどの疾患の検査や診断、あるいは治療法開発用の次世代医療機器として活用されることが期待されている。</p> <p>こうした中、米国FDA(食品医薬品局)では、申請のあったDNAチップをいずれもクラスⅡの医療機器として判断したのに対し、わが国では「次世代医療機器評価指標の公表について」の「DNAチップを用いた遺伝子型判定用診断薬に関する評価指標」において「DNAチップはクラスⅢの体外診断用医薬品、専用の測定・解析装置はクラスⅠの医療機器」として扱い、これらを一体として評価するとしているため、今後、わが国において、DNAチップを用いた医療用診断機器について、製造販売の承認を得るまでに海外と比較して多くの時間と費用を要し、国内での普及が妨げられるとともに、この分野におけるわが国の産業競争力が低下することが懸念される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局審査管理課

<p>その他(13)</p>	<p>鉱山坑内でのガソリン車使用制限の緩和 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>鉱山保安法が適用される鉱山の坑内で使用する自動車の内燃機関はディーゼル機関であることとされ、ガソリン車の使用が認められていない。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>鉱山保安法第11条 鉱業上使用する工作物の技術基準を定める省令第9条第22号</p>
<p>要望内容</p>	<p>ディーゼル車が走行することができる(天盤が安定している、通常は他の車両との離合・交差がない、坑内の燃料油貯蔵所及び燃料給油所とは通気が遮断されている)区域においては、「低排出ガス車認定実施要領」にもとづく認定を受けた車両のうち、ディーゼル車の一酸化炭素排出量を下回ることが公表されているガソリン車の走行を認めるべきである。</p> <p>なお、ガソリン車の燃料であるガソリンが、ディーゼル車の燃料である軽油よりも重大な火災事故に繋がる懸念があるならば、使用対象範囲内で延焼リスクを低減させるための要件(火気を使用しない、燃料油等の貯蔵施設がない、過去に車両損傷事故が発生していない等)を課すとともに、利用する車両に一定の要件(製造後10年を経過していない、電気系統の改造を行っていない等)を課し、火災リスクを低減させる措置を同時に講ずることを条件にガソリン車の使用を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>排気ガス規制強化等の影響により、市販されるディーゼル車の車種が減少し、鉱山坑内での人員輸送やパトロールに適した車種も減少しているため、使用車両の更新が遅れて老朽化が進んでいる。</p> <p>ガソリン車を使用しても、上記のように使用する車種を限定することで、一酸化炭素排出量はディーゼル車を使用した場合を下回ることが可能になる。また、使用対象範囲に一定の要件を課すことで、火災のリスクも低減させることが可能になる。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省 原子力安全・保安院</p>

<p>その他(14)</p>	<p>社会保険労務士法による社会保険業務受託の制限見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>社会保険労務士及び社会保険労務士法人でなければ、社会保険労務士法第2条で規定された行政機関等に提出する申請書類等の作成や提出等の事務を業として行うための委託を受けることはできない。 また、社会保険労務士法人でない者が独占業務を受託して、雇用する社会保険労務士に当該独占業務を行わせることはできない。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>社会保険労務士法第2条、第14条の2第2項、第25条の6～第25条の11、第27条</p>
<p>要望内容</p>	<p>一定の資本関係(100%子会社等)のある企業間で人事労務関係事務等を一体として処理している場合には、子会社が社会保険労務士の資格を有する者を雇用し、親会社から社会保険労務士法第2条に規定された業務を受託できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>経済危機による経営環境の悪化を受け、多くの企業では経営の効率化に取り組んでいる。こうした取組みの一つとして、人事労務関係業務等を分社化し、当該子会社においてグループ企業の人事労務関係事務を一体的・集中的に処理を行う取り組みがある。しかし、社会保険労務士法第2条で規定されている業務に関しては、当該子会社において処理することができないため、人事労務関係業務を包括的に処理することができない。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省労働基準局</p>

その他(15)	測量士の配置の義務付けの見直し【新規】
規制の現状	<p>測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならない。営業所とは、本店又は支店のほか、常時、測量の請負契約を締結する事務所とされている。</p>
規制の根拠法令	<p>測量法第55条の2、第55条の13 測量法施行令第26条</p>
要望内容	<p>測量業務を実施せず、営業活動や測量データの編集のみを行っている営業所の測量士については、同一都道府県内にある他の支店等に置かれている測量士による兼務を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>全国的に展開している企業の営業所の中には、顧客に対する営業活動のみで測量業務を実施していない場合や、室内でコンピュータを利用して測量データを編集する作業のみを行い、測量業務を実施していないものもある。しかし、このような営業所においても、営業所ごとに測量士を配置することを義務付けられているため、多大なコストを負担している。</p> <p>仮に、専門的な知識が必要な場面が生じた場合でも、同一都道府県内の他の支店等の測量士が対応できるような体制を構築すれば、もっぱら営業活動やデータの編集のみを行っている営業所ごとに測量士を配置しなくても、問題が生ずることはない。</p> <p>なお、本要望は、測量を実施している営業所における測量士の必置義務を免除するように求めるものではない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省大臣官房建設市場整備課

<p>その他(16)</p>	<p>適正計量管理事業所制度の拡充【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>計量法は、自主的な計量管理を推進する観点から、適正計量管理事業所制度を定め、計量士が当該事業所で使用する特定計量器について検査を定期的に行うなど適正な計量管理を行っているとして経済産業大臣が認めた事業所については、使用する特定計量器の定期検査を免除する等のインセンティブを設けている。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>計量法127条～133条</p>
<p>要望内容</p>	<p>適正計量管理事業所制度の一層の活用に向け、自治体による立入検査を免除あるいは検査の頻度を適正計量管理事業所以外の事務所より緩和することなど、適正計量管理事業所への更なる規制緩和やメリットの拡充を検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>わが国の産業競争力を強化するためには、適正な計量の実施を確保するとともに、企業が行政による検査に依存することなく、自主的な計量管理に基づく商品・サービスの提供を行うことを推進していくことが重要である。</p> <p>こうした観点から、適正計量管理事業所に指定された事業所については、特定計量器における定期検査の免除(計量法第19条第1項第2号)や簡易修理の実施(第49条第1項)といったインセンティブが付与されている。</p> <p>しかし、そうしたインセンティブにより得る利益よりも、指定を受けるための体制整備や維持にかかる負担が大きいとして、一部の事業所では指定を返上する例も出てきている。</p> <p>そこで、適正計量管理事業所制度については、法律の目的と現場の実態を踏まえた見直しを行い、適正計量管理事業所に対するインセンティブを拡充し、その一層の活用を図るべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室</p>

その他(17)	特定健診の保健指導におけるICTを活用した遠隔面談の実現
規制の現状	<p>2008年4月より、医療保険者に対し内臓脂肪型肥満に着目した健診(特定健診)及び保健指導の事業実施が義務付けられた。医療保険者が保健指導対象者に対して行う動機付け支援と積極支援の双方では、初回面談において直接面談による支援が義務付けられており、情報通信技術(ICT)を活用した遠隔面談を受けることは想定されていない。また、初回面談以降に予定されている「6ヵ月後の評価」や「3ヵ月以上の継続的な支援」においても、遠隔面談は個別支援(直接面談)ではなく、電話支援とみなされ、ポイント数が低く抑えられている。</p>
規制の根拠法令	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第7条及び第8条</p>
要望内容	<p>①初回面談における遠隔面談の実施、②初回面談以降の継続支援において遠隔面談と直接面談を同等のポイントとすることで、ICTを活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めていただきたい。</p> <p>2008年度の当会要望に対する所管官庁の回答において、「有効性等について提案主体と協議し、必要な協力を得つつ今年度より検証を開始する」とされているところ、ICTを活用した遠隔面談の有効性検証を国として早期に実施するとともにその状況を広く公開し、早期に結論を得るべく検討を進めていただきたい。</p>
要望理由	<p>保健指導の実施者は、医師や保健師等の有資格者に限定されている。これらの有資格者は地理的に偏在しているが、現行制度下では、保健指導の実施者が不足している地域に在住する対象者でも、直接面談を受けなくてはならないとされている。</p> <p>一方、近年の技術進歩に伴い、高画像、高音質の遠隔会議が行えるようになっており、保健指導においても直接面談と遜色ない面談が可能となるシステムも開発され、試行も進められている。こうしたイノベーションを保健指導にも活かすことが可能となれば、特定健診制度をより円滑かつ効率的に実施できるようになり、ひいては国民の健康増進につながると考えられる。また、ICTを活用することで時間や場所の制約が少ない遠隔面談が可能となり、保険者・対象者双方にとっても時間的・金銭的コストの削減に資する。</p> <p>加えて、国として遠隔面談の有効性の検証を早期に実施し、その状況を広く公開することは、制度に対する保険者や対象者の理解を促進すると考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省健康局総務課保健指導室</p>